

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 25 | 米子市 寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

米子市長

公表日

令和6年8月21日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。 |
| ③システムの名称 | ふるさと納税do（控除管理） |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 特例申請情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 経済部 商工課 |
| ②所属長の役職名 | 商工課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒683-8686 鳥取県米子市加茂町1-1 米子市 経済部 商工課 電話 0859-23-5375 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒683-8686 鳥取県米子市加茂町1-1 米子市 経済部 商工課 電話 0859-23-5375 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年6月19日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年6月19日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|----------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------|---|---|------|-------------|
| 平成31年3月8日 | I-5-① | 米子市 企画部ふるさと創生推進局 市民自治推進課 | 経済部 商工課 | 事後 | 様式の変更に伴う修正 |
| 平成31年3月8日 | I-5-② | 市民自治推進課長 岡田 裕二 | 商工課長 杉村 聡 | 事後 | 様式の変更に伴う修正 |
| 平成31年3月8日 | I-7、I-8 | (省略) | 〒683-0067 鳥取県米子市東町161-2 米子市 経済部 商工課 電話 0859-23-5217 | 事後 | 見直しによる軽微な修正 |
| 平成31年3月8日 | II-1、II-2 | 平成27年7月1日時点 | 平成31年1月4日時点 | 事後 | 様式の変更に伴う修正 |
| 平成31年3月8日 | IV | なし | 新規追加 | 事後 | 様式の変更に伴う修正 |
| 令和2年7月17日 | II-1、II-2 | 平成31年1月4日時点 | 令和2年5月15日時点 | 事後 | 再実施に伴う修正 |
| 令和3年7月1日 | II-1、II-2 | 令和2年5月15日時点 | 令和3年6月9日時点 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和4年7月1日 | II-1、II-2 | 令和3年6月9日時点 | 令和4年5月18日時点 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | I-1-③ | 特例申請情報システム(Excel) | ふるさと納税do(控除管理) | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | II-1、II-2 | 令和4年5月18日時点 | 令和5年7月28日時点 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | IV-2 | 十分である | 特に力を入れている | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | IV-4 | 委託しない | 特に力を入れている | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | IV-5 | 十分である | 特に力を入れている | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和6年8月21日 | I-3 | 番号法別表第1 16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 | 番号法別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和6年8月21日 | I-7、I-8 | 〒683-0067 鳥取県米子市東町161-2 米子市 経済部 商工課 電話 0859-23-5217 | 〒683-8686 鳥取県米子市加茂町1-1 米子市 経済部 商工課 電話 0859-23-5375 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和6年8月21日 | II-1、II-2 | 令和5年7月28日時点 | 令和6年6月19日時点 | 事後 | 見直しによる修正 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |